

# 大船渡市 移住支援金

東京都 埼玉県 千葉県 神奈川県

東京圏から  
大船渡市への  
移住 + 就業<sup>または</sup>起業で



100万円

2人以上の  
世帯は

支給します！



単身は 60万円



2023年4月以降に  
転入してきた

子育て世帯なら

100万円

18歳未満の  
お子様1人につき

を加算 !!

2023年3月31日以前に  
転入してきた世帯の子育て加算額は  
お子様1人につき 30万円 です。



# 受給要件に該当するか、今すぐチェック!

Let's  
スタート!

申請時

移住前

移住後

「移住支援金」の申請時点で、大船渡市へ転入後1年未満である。

YES

NO

「移住支援金」の申請日から5年以上継続して、大船渡市に居住する意思がある。

YES

NO

東京23区内に在住していた。  
期間は?

NO

東京圏※に在住し、東京23区内へ通勤していた。

NO

東京圏※に在住つつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も加算OK!

移住する直前の10年間のうち、  
★+★の期間が、通算5年以上ある。

YES

★+★の期間を、移住する直前の1年以上継続していた。

YES

NO

マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」に掲載の対象求人に就職した。



YES

「プロフェッショナル人材事業」又は「先導的人材マッチング事業」を利用して就職した。

NO

YES

自分の意志で大船渡市に移住し、移住前の業務を引き続きテレワークで行う。

NO

YES

起業支援金の交付決定を受けて起業する。

NO

YES

移住前から地域と深い関わりがあった。

YES

NO

受給対象外

▼東京23区在勤ではない東京圏在住の方  
東京圏在住期間が5年以上の方で39歳以下の方は「いわて若者移住支援金」の支給対象となる可能性があります。

「移住支援金」を受給できる可能性あり!



このチェックフローは簡易版ですので、支給対象者であることを保証するものではありません。

※「東京圏」について

「東京圏」とは、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県のうち、以下の「条件不利地域」を除いた地域です。

【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町、長瀬町

【千葉県】館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

【神奈川県】山北町、真鶴町、清川村



以下のいずれかに該当する場合、  
移住支援金を返還しなければなりません。

全額返還

- ✗ 虚偽の申請等をした場合
- ✗ 移住支援金の申請日から3年未満に転出した場合
- ✗ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- ✗ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

半額返還

- ✗ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合

お問い合わせ

制度の詳細や申請方法は、  
ホームページをご確認ください！

大船渡市 商工港湾部 商工課

〒022-8501 大船渡市盛町字宇津野沢15番地

☎ 0192-27-3111 (内線111)

✉ ofu\_syoko@city.ofunato.iwate.jp

大船渡市 移住支援金 検索

